

【人材育成助成金】（様式第3号）

人材育成助成要綱の規定に該当する旨の誓約書

令和 年 月 日

世羅町商工会長様

(申請者)

住所

事業所名

代表者名

印

連絡先

申請者が、下記のいずれにも該当する者であることを誓約します。

(世羅町商工会人材育成助成要綱 抜粋)

1. 既卒者たる対象者を新たに雇い入れる場合、その前日から起算して6ヵ月前の日までの間に申請者の都合により常用労働者を解雇等したことがないこと。
2. 対象者が雇用保険被保険者たる資格があるものについては、雇用保険に加入させること。
3. 対象者を雇用等開始した月から12ヵ月以上継続して雇用等すること。  
助成金交付終了月の翌月から起算して24ヵ月以上の間引き続き雇用等継続すること。
4. 以上の誓約事項に偽りがないこと。  
また、人材育成助成要綱に違反した場合に助成金支給を打ち切られ、受給済みの助成金についてはその全部を返還すること。